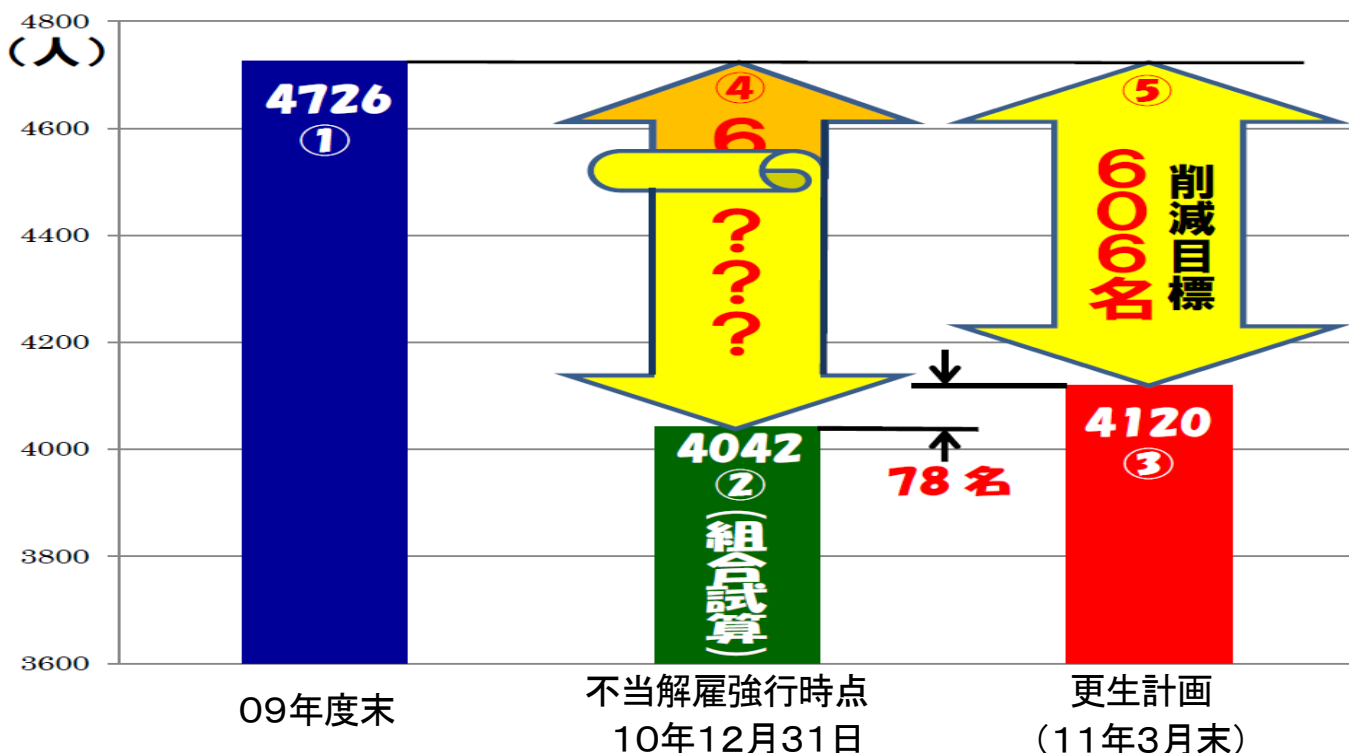


原告を欺き、地裁をも欺いた JAL① 客室乗務員裁判の証人尋問で明らかになったこと

客室乗務員の人員削減計画とその実態(稼働ベース)



会社は希望退職以外の退職者数や、解雇時点での客室乗務員数を隠ぺい!!

(文中の○数字は、上図の○数字に対応しています)

- (1) 会社資料に基づき解雇時点(2010年12月31日)の在籍客室乗務員数(稼働ベース)を計算したところ4042名(②)となっていたことが明らかになった。すなわち、目標を超過達成し、更生計画が打ち出した人員体制(4120名=③)を78名も下回る人員体制になっていた。
- (2) 解雇後の2011年1~3月の間で、218名の自主退職者が出た。こうした状況が生じることを会社は十分認識し予測していた(退職する人は、通常2~3カ月前に、その旨会社に伝えている)。
- (3) 会社は、自主退職を含めた総退職者数が何人(④)になったかをひた隠しにし、実際には更生計画の4120名(③)を下回っていたにも拘わらず、また引き続き自主退職者ができることを認識し予測していたにも拘わらず、「希望退職者が削減目標数(⑤=①-③)に達していない」としてCCUや原告を欺いて解雇を強行した。
- (4) 会社は、地裁の公判においても自主退職を含めた退職者数が何人であるか、実際の人員体制が何人になっているかを明確にせず、更生計画上の4120名を下回っていた事実を隠し「希望退職者が削減目標に達していない」と主張し、裁判所をも欺き、誤った判決を書かせた。
- (5) 以上のように解雇の必要性はなかった。それでも解雇を強行した理由は、経営破綻・会社更生という機会を活用しCCUの弱体化をねらったものであり、整理解雇自体が不当労働行為である。